

## 千葉市重度障害者住宅改造費助成のご案内

千葉市では、重度の障害のある方がお住まいの住宅に、手すりを設置したり、段差を解消するなど、日常生活がしやすいように改造を行うときに、必要となる費用の一部を助成しています。

### 注意

助成を受けるには、工事を行う前に申出をいただき、現地調査等の事前審査を受けていただく必要がありますので、**工事開始までには一定の期間がかかります。**

## 1 助成を受けることができる方

千葉市内に住所を有し、次のいずれかに該当する障害者または障害者と生計を一にする介護者。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた方で、障害の程度が1級又は2級の方。
- (2) 療育手帳の交付を受けた方で、障害の程度が㉠～Aの2と判定された方。

**※ 所得による制限があります。詳細は「3 助成額」をご参照ください。**

### 注意

**当助成制度と高齢者を対象とした「千葉市高齢者住宅改修費支援サービス」の助成は、原則として1世帯でどちらか1回限り**ですので、過去にどちらかの助成を受けたことのある世帯は対象外となります。

## 2 助成の対象となる工事

**障害者が現に居住している住宅**の、浴室、便所、玄関、廊下、階段、台所、居室、屋外（玄関アプローチ）等を、障害者が円滑に生活できるように改造する工事で、障害により必要性が認められるもの。

工事の例：廊下・居室等のバリアフリーや床材の変更、手すりの取り付け  
浴室のユニットバス工事によるバリアフリーや手すりの取り付け  
和式便器から洋式便器への取り替え  
引き戸等への扉の取り替え  
玄関スロープ  
昇降機・段差解消機の設置等

**注意**

- ・ 施工業者については、指定業者の中から選定する必要があります。
- ・ 在宅の障害者に対する助成事業であるため、障害者が在宅していない場合については、助成金を支給できない場合があります。
- ・ 改造に当たっては、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守してください。特に昇降機等の取り付け工事は、建築基準法に基づく確認申請が必要となる場合がありますので、市建築審査課にお問い合わせのうえ、申出前に所要の手続きを行ってください。(建築審査課構造設備係 電話 2 4 5 - 5 8 4 2)

**【助成の対象とならない工事】**

- ・ 住宅の新築又は全面改築・増築に伴い行われる工事
- ・ 助成の申出前に、既に着手又は完了している工事
- ・ 排水管工事、外壁工事、屋根の塗り替え等、障害者の暮らしを改善するものとは直接関係のない工事
- ・ 浴室暖房や空調設備などの機器の設置工事
- ・ 身体状況から必要性が認められない工事
- ・ 古いもの・故障したものを単に新しいものに交換する工事
- ・ 置くだけのスロープ、スノコ、カーペット等
- ・ 指定業者以外の施工による工事

### **3 助 成 額**

助成額は、対象となる工事費と助成上限額 70 万円とを比較して、少ない方の額(基準額)に、助成割合を乗じた額になります。

助成割合は、助成対象障害者の世帯の所得及び指定業者の本社所在地により、下記の表のとおりとなります。

助成対象障害者と生計を一にする世帯全員のうち 当該年度の市民税所得割額※(申出が4月から7月 までの間に行われる場合にあっては前年度の市民税 所得割額※)が最も多い者の課税状況	割 合	
	指定業者の本社所 在地が市内の場合	指定業者の本社所 在地が市外の場合
非課税の場合	2分の2	
143,000円以下の場合	3分の2	2分の1
143,001円以上、213,000円以下の場合	3分の1	4分の1
213,001円以上の場合	助成対象外	

※平成30年度から、指定都市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が8%（従来は6%）となる一方、道府県民税が2%（同4%）となります。指定都市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来税率6%を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行います。

**！ 注意**

改造工事が介護保険制度の住宅改修や、日常生活用具の居宅生活動作補助用具等、**他の制度により助成の対象となる**とき、またはすでにそれらの助成を受けているときは、**その助成相当額を工事費より控除**します。

助成額の計算例（括弧内は市内業者による施工の場合）

- 例1 対象となる工事費が80万円で、介護保険や日常生活用具の対象でない場合  
対象工事費と助成上限額を比較して少ない方の額＝70万円（基準額）

$$\begin{array}{l} \text{助成額} \\ = \text{基準額} \times \text{助成割合} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 70 \text{万円} \times 2/2 (2/2) = 70 \text{万円} (70 \text{万円}) \\ 70 \text{万円} \times 1/2 (2/3) = 35 \text{万円} (46 \text{万} 6 \text{千} 666 \text{円}) \\ 70 \text{万円} \times 1/4 (1/3) = 17 \text{万} 5 \text{千円} (23 \text{万} 3 \text{千} 333 \text{円}) \end{array} \right\}$$

- 例2 対象となる工事費が50万円で、介護保険や日常生活用具の対象でない場合  
対象工事費と助成上限額を比較して少ない方の額＝50万円（基準額）

$$\begin{array}{l} \text{助成額} \\ = \text{基準額} \times \text{助成割合} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 50 \text{万円} \times 2/2 (2/2) = 50 \text{万円} (50 \text{万円}) \\ 50 \text{万円} \times 1/2 (2/3) = 25 \text{万円} (33 \text{万} 3 \text{千} 333 \text{円}) \\ 50 \text{万円} \times 1/4 (1/3) = 12 \text{万} 5 \text{千円} (16 \text{万} 6 \text{千} 666 \text{円}) \end{array} \right\}$$

- 例3 対象となる工事費が80万円で、うち30万円は介護保険対象工事となる場合  
対象工事費と助成上限額を比較して少ない方の額＝70万円（基準額）  
基準額から介護保険の助成額を控除 70万円－20万円＝50万円

$$\begin{array}{l} \text{助成額} \\ = \text{控除後の基準額} \times \text{助成割合} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 50 \text{万円} \times 2/2 (2/2) = 50 \text{万円} (50 \text{万円}) \\ 50 \text{万円} \times 1/2 (2/3) = 25 \text{万円} (33 \text{万} 3 \text{千} 333 \text{円}) \\ 50 \text{万円} \times 1/4 (1/3) = 12 \text{万} 5 \text{千円} (16 \text{万} 6 \text{千} 666 \text{円}) \end{array} \right\}$$

- 例4 対象となる工事費が50万円で、うち30万円は介護保険対象工事となる場合  
対象工事費と助成上限額を比較して少ない方の額＝50万円（基準額）  
基準額から介護保険の助成額を控除 50万円－20万円＝30万円

$$\begin{array}{l} \text{助成額} \\ = \text{控除後の基準額} \times \text{助成割合} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 30 \text{万円} \times 2/2 (2/2) = 30 \text{万円} (70 \text{万円}) \\ 30 \text{万円} \times 1/2 (2/3) = 15 \text{万円} (20 \text{万円}) \\ 30 \text{万円} \times 1/4 (1/3) = 7 \text{万} 5 \text{千円} (10 \text{万円}) \end{array} \right\}$$

※ 1円未満の端数がある場合は切り捨てになります。

## 4 助成の申出から支払いまで

### (1) 助成の申し出

- 改造工事に着手する前に、下記の提出書類により**各区高齢障害支援課**に申し出を行っていただきます。

- ① 障害者住宅改造費助成対象費用確認申出書（高齢障害支援課備付）
- ② 改造見積書
- ③ 改造内容を明らかにする平面図
- ④ 改造着手前の状況を明らかにする写真
- ⑤ 対象障害者と生計を一にする世帯員全員の当該年度の市民税所得割額（4～7月までの間に申請する場合は前年度）を証明するもの（市・県民税所得証明書等）
- ⑥ 借家の場合：改造についての住宅所有者の承諾書及び賃貸借契約書の写し（持家でも集合住宅の場合には、管理組合等の承諾書が必要な場合があります。）
- ⑦ 住宅改造に係る他の助成等を受給したことがある者は、当該助成等の決定通知書の写し
- ⑧ その他：世帯や住宅の状況により、別途提出をお願いする場合があります。

#### 注意

なお、介護認定を受けている方で、介護保険の住宅改修を利用できる方は、そちらの申請も同時にさせていただきます。

介護認定を受けていない方でも、介護認定の要件を満たすと考えられる方については、要介護認定の申請をしていただき、介護保険の住宅改修の申請を同時にさせていただきます。

また、要支援・要介護者でないとされた方でも、日常生活用具費の居宅生活動作補助用具を利用できる方は、こちらの申請を同時にさせていただきます。

### (2) 訪問調査

- 調査担当者（千葉市住宅供給公社職員の技術職及び保健・医療スタッフ）が対象住宅を訪問し、工事前の状態・改造内容・対象障害者の状況等の調査を行います。訪問調査は、あらかじめ電話等で調査日時のご都合をお伺いした上、平日（祝日を除く）の昼間に行います。

※ 調査の結果、見積書の修正や写真の追加等をお願いすることがありますが、ご協力をお願いします。

※ 訪問調査は事前の書類審査や日程調整等により、実施までに時間がかかる場合

があります。身体的理由により緊急で改造工事を行う必要がある方は、申し出の際にご相談ください。(なお、申し込みの状況によりご希望に添えない場合もあります。)

### (3) 助成対象費用確認・改修工事の施工

- 調査に基づき助成対象費用について審査を行い、「助成対象費用確認書」を申出者に送付いたします。

確認書を受領したら、助成見込額を確認のうえ、ご本人より施工業者の方に連絡して改造工事に着手してください。

- ※ 確認書の有効期限は6か月です。速やかに改造工事を行い、助成申請書を提出してください。

#### 注意

予定している改修が助成対象とならず、助成金が少額となってしまう場合もありますので、「助成金額により工事内容を考え直したい」という方は、市が助成対象費用の確認を行った後に施工業者と契約するなどの対応をしてください。

(本人の都合で工事を取りやめる場合、契約を締結した業者に違約金を払わなければならない場合もあります。)

### (4) 助成申請書の提出・確認検査

- 改造工事が完了したら「助成申請書」を提出してください。  
(用紙は確認書とともに申出者に送付いたします。)

・ 提出物：助成申請書及び添付書類（工事費内訳書、施行後の写真等）

・ 提出先：**千葉市役所障害者自立支援課**

(申出時とは提出先が異なりますのでご注意ください。)

- 調査担当者が対象住宅を再度訪問し、施工内容の確認検査を行います。  
(混雑状況により、確認検査までに時間がかかる場合があります。)

### (5) 助成額決定・助成金の支払い

- 確認検査が終了した後、「助成決定通知書」「助成券」ほか、関係書類を申請者に送付いたします。

- 申請者の方は、交付された助成券の申請者欄に記名・押印の上、施工業者にお渡しください。

- 施工業者の方から請求書及び助成券が市に提出された後、市は助成金額を施工業者に振り込みます。(提出後、2～3週間程度で支払われます。)
- 自己負担のある方は、**総工事費から助成金額を除いた額のみ**、施工業者にお支払ください。

## 5 申出書の提出先・お問い合わせ先など

### 【申出書の提出先・申出に関するお問い合わせ先】

各区 保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班

中央	〒260-8511	中央区中央4-5-1 Qiball (きぼーる) 13階	☎221-2152
花見川	〒262-8510	花見川区瑞穂1-1	☎275-6462
稲毛	〒263-8550	稲毛区穴川4-12-4	☎284-6140
若葉	〒264-8550	若葉区貝塚2-19-1	☎233-8154
緑	〒266-8550	緑区鎌取町226-1	☎292-8150
美浜	〒261-8581	美浜区真砂5-15-2	☎270-3154

### 【その他、事業の内容等に関するお問い合わせ先】

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 給付班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 ☎245-5173

※ なお、施工内容の調査は「千葉市住宅供給公社」が行いますので、お問い合わせの内容によっては、公社職員が対応する場合があります。

### 【住宅改造相談】(障害者福祉センター障害者等住宅改造相談事業)

居住する住宅を改造しようとする障害者・高齢者に対し、専門知識を有する者による相談を実施します。

(実施日)

毎月第1火曜日及び第3火曜日 午後1時から午後5時まで(要予約)

(お問い合わせ先)

千葉市障害者福祉センター ☎209-8779